

いわふねしぐさ大作戦

いわふねしぐさ第6弾

自分の身は自分で守る

運転免許が不要な自転車は、子どもから高齢者までが気軽に利用できる便利な乗り物です。

携帯電話や傘さし運転など、自転車マナーが悪化し、そのため歩行者や自動車との衝突事故が多発しています。自らの身を守るため、相手を守るためマナーを守って運転しましょう。

自転車はルールを守って安全運転

～自転車しぐさ～

- 知る・・・正しい交通マナーを理解しましょう。
- 譲^{ゆず}る・・・ゆずりあいの気持ちを大切にしましょう。
- 知らせる・・・周りに自分の存在を知らせ、交通事故防止に努めましょう。



いわふねしぐさ実行委員会

事務局：栃木市岩舟教育支所内 TEL 0282-55-2500 FAX 0282-55-5065

何かお気づきの点やご意見がありましたら、お気軽にお問合せください。

みんなの一步で大きな家族、つながる「いわふね」

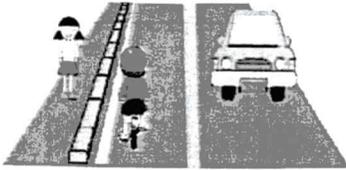
ご存知ですか?

自転車の
通行ルール

自転車安全利用五則を守ろう

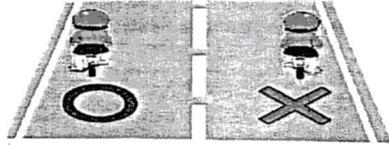
① 自転車は、 車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。



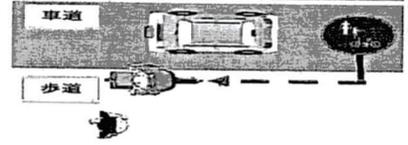
② 車道は左側を通行

自転車は車道の左側に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止されています。



③ 歩道は歩行者優先で、 自転車は車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

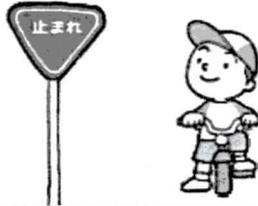


④ 安全ルールを守る

信号を必ず守る



一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行



夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射板材）をつける



二人乗りをしてはいけません



並進は禁止

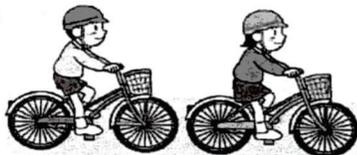


自転車も飲酒運転は禁止



⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



こんな運転もやめましょう!

飛び出し、傘さし、携帯電話を使用しながらの運転



江戸しくさ～具体例～

お通りゃんせ

「とおりゃんせ」というわらべうたがある。「どうぞ、どうぞ。お通りなさいませ」という気持ちを表している。たくさんの人が行き交うアーケードや地下街などで、店の中から前の往来に出るとき、いきなり飛び出さずに左右を見て、通行している人を先に通してから出ていくこと。